

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

〔数値目標〕

- ・自主防災組織のカバー率

現状値 69.1% (2019年度) → 84.1% (2024年度)

- ・自分が住み慣れた地域で安心して受診できる医療体制にあると感じている県民の割合

現状値 65.8% (2019年度) → 70.0% (2024年度)

- ・高齢者施策について満足している県民の割合

現状値 22.8% (2019年度) → 35.0% (2024年度)

県民が安心して暮らしていくためには、その地域の安全が守られていることや、緊急時に様々な支援が重層的に行われることが重要である。

このため、どのような災害からも、県民の生命・身体・財産を守り、被害が生じてもそれが最小限に食い止められるよう、自助・共助・公助が一体となり、地域防災力の向上を図るほか、新型コロナウイルスのような新たな感染症へも対応できる医療提供体制を整備していく。

また、様々な価値観を持つ人が、本県の有する健康的な生活を支える多彩で新鮮な食材やスポーツに親しむ環境も生かしながら、地域で元気に安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者等が健康で生き生きと暮らせる環境や、外国人県民と日本人県民が共に安心して暮らせる多文化共生社会づくりを進めるとともに、地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整え、人口減少・少子高齢社会に対応した地域づくりを進める。

①安全に暮らせる地域づくり

多様な主体が一体となって、地域の防災力や防犯力の向上を図るとともに、災害に強い地域づくりを推進し、県民が安全に暮らせる地域社会をつくる。

〔重要業績評価指標(KPI)〕

- ・急傾斜地崩壊危険箇所の解消（累計）

現状値 525箇所 (2019年度) → 増加を目指す (2024年度)

- ・自主防犯団体の数

現状値 2,906団体 (2019年) → 増加を目指す (2024年)

A. 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

災害から県民の生命・身体・財産を守るために、自主防災組織の結成・活動促進や、消防団員の確保、消防団の活性化に取り組むとともに、防災意識の醸成や防災教育、定期的かつ効果的な防災訓練の実施、洪水等による浸水や土砂災害に対する迅速な避難に向けた取組などにより、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上を図る。

また、災害発生時に、迅速かつ的確な対応を図るために、市町村や消防、警察等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者をはじめとする民間事業者との連携体制を充実強化するとともに、医療や福祉の専門職による支援体制を強化する。

- ・自主防災組織の育成、消防団の充実の強化

- ・洪水、高潮における浸水想定区域図等の作成及び土砂災害警戒区域等の指定の推進

- ・洪水、高潮、津波、土砂災害など様々な災害からの迅速な避難体制の構築
- ・市町村、県民、事業者、学校、自主防災組織等が連携した実践的な防災訓練の実施
- ・市町村、都道府県、民間事業者等との防災支援ネットワークの体制強化
- ・災害情報伝達機能の強化
- ・市町村の避難所運営に係る支援強化
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化 等

イ. 災害に強い地域づくりの推進

災害に強い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の整備や、道路法対策、電柱倒壊などによる交通障害の防止のための無電柱化、橋梁の耐震補強等を推進するとともに、河川・海岸・砂防施設等の整備や治水ダム等の効果的な運用等の治水対策を進め、「安全に暮らし続けられる地域」を支える社会基盤を強化する。

また、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や県立都市公園の整備の推進を行うとともに、風水害や地震等の災害時においても、電力や安全で良質な水道水、公衆衛生の確保や、公共用水域の水質、良質な医療環境等が維持されるよう、倒木処理の迅速化など電力等の早期復旧のための事業者との連携強化を図り、上下水道施設や災害時に中核的な役割を果たす医療機関や行政機関などにおける停電・断水対策や耐震化等を促進する。

また、災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町村と連携・協力する。

さらに、台風等の自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、農山村におけるたん水防除や地すべり等の防災対策、森林・海岸県有保安林の整備・管理、漁港における防潮堤の整備などを実施する。

- ・緊急輸送道路の整備推進
- ・道路法対策や無電柱化の推進
- ・橋梁耐震補強の推進
- ・一宮川など河川整備の推進
- ・九十九里浜など河川・海岸の津波対策の推進
- ・倒木処理の迅速化など電力等の早期復旧のための事業者との連携強化
- ・上下水道施設や災害時に中核的な役割を果たす医療機関等における停電・断水対策や耐震化等の促進
- ・災害廃棄物の処理に係る市町村との連携・協力
- ・災害に強い農山漁村づくり 等

ウ. 地域防犯力の向上

人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下に、地域防犯活動の拠点となる防犯ボックスの設置、防犯カメラなどの機器整備、自主防犯団体の結成・活動促進、防犯教育に関する研修会の開催など、行政や学校、県民、事業者などが連携・協力して、地域防犯力の向上を図る。

- ・防犯ボックス設置の促進
- ・自主防犯団体の結成・活動の促進
- ・市町村、商店街、自治会等への防犯カメラの設置に向けた支援 等

②快適で暮らしやすいまちづくり

人口減少が急速に進行する地域にあっても、安心して快適に暮らせる生活環境を維持するため、公共施設や空き家など既存ストックのマネジメントの強化を図るとともに、コンパクトなまちづくりや交通機関のネットワークの再構築などの取組を進める。

また、持続可能なまちづくりを実現するため、地域の特色を生かした地域分散型エネルギーの取組を推進する。

さらに、全ての人が安心して快適に暮らすことができるよう、ソフト・ハード両面におけるバリアフリー化を推進するとともに、東京2020大会の本県開催を契機として、障害のある人と障害のないとの交流を深めることなどにより、理解を広げるための取組を進める。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

・空家等対策計画を策定した市町村数

現状値 31市町村（2019年度） ➔ 増加を目指す（2024年度）

・ちばバリアフリーマップ掲載施設数

現状値 1,935箇所（2019年度） ➔ 2,180箇所（2024年度）

ア. 公共施設の適正な維持管理

老朽化する庁舎・学校・文化施設などの県有施設や、道路・河川・港湾・公園・下水道・県営住宅などの公共インフラを適切に管理していくため、「千葉県公共施設等総合管理計画」及び施設類型ごとの個別施設計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、計画的かつ効率的な維持管理を実施するなど戦略的なマネジメントを推進する。

- ・庁舎・学校・文化施設等の県有施設の維持管理と長寿命化
- ・道路・河川・港湾施設や、県立都市公園の公園施設、流域下水道施設、県営住宅等の公共インフラの維持管理と長寿命化 等

イ. 空き家の利活用の促進

人口減少社会において、住宅ストック数は世帯数を上回っており、既存住宅ストックの活用は重要な課題となっている。

そのため、空き家情報の発信やマッチングの促進、適切な住宅リフォームの促進等、民間事業者等と連携した空き家を活用した住み替えシステムの構築に向けた環境整備を行うことにより、既存住宅等の流通促進等を図る。

- ・空き家を含めた既存住宅の適切な維持管理・流通・活用の促進

ウ. コンパクトなまちづくり

医療、福祉、子育て、商業及び公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造を目指す。

このため、必要に応じ都市計画区域マスターplan等の都市計画の変更を行うとともに、市町村に対して立地適正化計画や地域公共交通計画（仮称）の策定等の支援を行う。

また、地域公共交通の活性化や見直しに向けた市町村の取組に対して支援を行う。

- ・都市機能の集約化の推進

- ・都市計画区域マスターplan等の都市計画の変更
- ・市町村の立地適正化計画策定等の支援
- ・地域公共交通計画策定の支援
- ・地域公共交通の活性化や見直しに向けた取組の支援 等

工. バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人をはじめとして、全ての人が県内において安心して快適に暮らすことができるよう、鉄道駅でのバリアフリー設備の整備やノンステップバスの導入、歩道における段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等によりバリアフリー化を推進する。

また、「ちばバリアフリーマップ」などの充実を図るとともに、障害のある人などに対する理解を促進するため、配慮の実例等の情報提供など、周知・啓発を行う。

さらに、障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、東京2020大会の本県開催を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解を促進する。

- ・歩行空間のバリアフリー化
- ・ちばバリアフリーマップなどの充実・周知
- ・障害のある人等への理解の促進のための周知・啓発
- ・障害のある人のスポーツ推進 等

オ. 地域分散型エネルギーの推進

太陽光や風力等による再生可能エネルギーは、地域に内在する資源をエネルギーに転換することにより、地域において自立的な利用が可能である。

また、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないため、地球温暖化対策にも有効であることから、持続可能で災害に強いまちづくりを支える地域分散型エネルギーとして活用していくことが重要である。

そこで、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、事業者等に対するワンストップ窓口による相談や、地域の創意工夫に基づく主体的な取組に対する支援を行うとともに、住宅用太陽光発電設備等の家庭への導入を支援する。

農山漁村地域については、豊富に存在する間伐材などのバイオマス資源の有効活用や、未利用地を活用した太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村における新たな産業づくりを進め、地域活性化を図る。

- ・ワンストップサービス窓口による相談対応
- ・住宅用太陽光発電設備等の導入促進
- ・バイオマス発電の導入促進

③地域コミュニティの再生と担い手づくり

互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生するため、若い世代・高齢者や企業、市民活動団体等の地域活動への参加促進や広く学習の場を提供することにより、地域を支える人材や団体等の育成を図るとともに、地域内外の多様な主体が連携・協働して取り組む体制づくりを進める。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ・ボランティア活動に参加したことのある人の割合
現状値 43.6%（2019年度）→ 51.6%（2024年度）

ア. 若者、高齢者、地元企業等の地域活動への参加促進

東京2020大会の本県開催を契機の一つとし、子どもや若者など、多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、ボランティア活動に係る広報・普及啓発や、地域活動への参加体験の機会の提供などを市町村や市民活動団体と連携しながら進めるとともに、生涯学習関連施設における各種講座やイベントなどを通じて、子どもや若者の社会参加を推進する。

退職した高齢者等が長年培った経験・技術等を生かしながら、互いに支え合う地域社会の担い手として活動することを支援するため、生涯大学校において地域活動に取り組む人材を養成するとともに、地域の団体とのマッチングを図る。

また、地域の老人クラブや県老人クラブ連合会の運営や各種の事業・活動を支援する。

さらに、地域に生き、地域を支える中小企業等の持続的な発展を図るため、地域の発展に貢献している中小企業等を表彰する。

- ・県民の地域活動への参加促進
- ・地域活動に係るリーダーの養成
- ・生涯大学校における地域活動の担い手の育成
- ・老人クラブ活動への支援
- ・地域貢献活動に取り組む中小企業等への表彰 等

イ. 地域活動を支える市民活動団体等の育成

市民活動団体等が安定的・継続的に地域活動を実施できる環境を整備するため、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援する。

また、民間団体等が、市民や企業から提供された寄附等を、市民活動団体に橋渡しをするなどの「民が民を支える仕組み」を普及・促進する。

- ・市民活動団体等への支援及び支援体制の整備
- ・民が民を支える仕組みの普及・促進

ウ. 地域に関わる多様な主体による連携・協働の促進

地域の様々な課題に対し、市民活動団体や企業、行政など多様な主体が連携・協働して行う取組を、研修会や意見交換会の開催等を通じて、普及・促進するとともに、特に優れた連携事例に取り組んでいる団体を表彰し、広く県民に周知することにより連携による地域づくりの機運を盛り上げる。

また、商業者等の地域における多様な団体が連携し、地域ぐるみで高齢者を見守り支えていく地域づくりを推進する。

さらに、農山漁村においては、過疎化や高齢化の進展に伴い集落機能が低下していることから、地域住民による集落活動やボランティアなどが参画した里山整備を推進し、農山漁村が有する環境保全や水源かん養などの多面的機能を向上させることで、住民が生き生きと暮らせる地域づくりを進める。

- ・協働による地域コミュニティづくりの普及・促進
- ・優れた協働事例の表彰や周知
- ・商業者等による高齢者福祉に資する取組の促進
- ・農地等の保全、森林再生や漁場改善 等

工. 生涯学習社会を目指した取組の推進

誰もがいつでもどこでも学習し、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会を実現するため、学校や公民館、生涯学習推進センター、図書館及び博物館等の社会教育施設が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育に生かす場を広げ、その成果が適切に評価される取組を推進する。

また、学校や家庭、民間団体、大学等の地域の多様な主体と連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。

- ・地域住民に対する学習活動の場の提供
- ・生涯学習の成果を生かす仕組みづくり
- ・社会教育推進体制の強化
- ・県立図書館の機能強化
- ・障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動への支援 等

オ. 学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援

学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援を行うため、学校と地域を結ぶコーディネーターを配置した「地域学校協働本部」や「放課後子供教室」など、学校と地域住民のつながりを深める取組を推進する。

- ・学校と地域を結ぶコーディネーターの配置
- ・地域が連携して学校の授業や教育活動を支援する「地域学校協働本部」の推進
- ・地域が参画して学習活動やスポーツ・文化活動等を行う「放課後子供教室」の推進 等

④生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくり

誰もが生きがいを持ちながら社会の中で役割を担う「生涯現役社会」の実現に向け、地域における質の高い医療・介護サービスの提供はもとより、個人の生活習慣の改善とそれを支える環境づくりや、スポーツなど生涯にわたる健康づくりに取り組むことができる環境の整備を進める。

また、意欲ある高齢者や障害のある人が、それぞれの希望に応じて社会で活躍できるよう、きめ細やかな就労支援に取り組む。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

・特別養護老人ホーム整備数

現状値 27,827床（2019年度） ➔ 30,000床以上（2024年度）

※現行の「千葉県高齢者保健福祉計画（H30～H32）」に基づいた推計値であり、今後、国の介護保険制度の改正状況や市町村の介護サービス見込量等を踏まえ、目標値を変更する場合がある。

・健康寿命の延伸

現状値 男性 72.37歳（2016年度） ➔ 延伸を目指す（2024年度）

現状値 女性 75.17歳（2016年度） ➔ 延伸を目指す（2024年度）

ア. 地域医療・介護・福祉サービスの確保

急激な高齢化の進展に伴い生じる医療・介護需要が増加する中でも、地域において質の高い医療・介護サービスを安心して受けられるよう、医療機関の機能分化や連携強化、地域医療体制の整備、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療の充実、介護施設等の整備促進などを図るとともに、サービスの安定的な提供のため、医療・福祉・介護人材の確保と定着促進対策を充実するほか、新型コロナウイルスのような新たな感染症へも対応できる医療提供体制を整備していく。

また、一人暮らしの高齢者などが必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、県民一人ひとりが声かけや見守りなどの具体的な行動を引き起こすきっかけとなる普及啓発活動を推進する。

- ・地域医療体制の整備
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・特別養護老人ホーム等の整備促進
- ・医療・福祉・介護人材の確保
- ・高齢者孤立化防止活動「ちばSSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の推進
- ・新型コロナウイルス等感染症対応医療機関等への支援
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルス等感染症拡大の防止 等

イ. 健康寿命の延伸

「健康寿命」の延伸には、自らの生活習慣を見つめなおし、改善すべき点を改めるとともに、ライフステージに応じた取組を継続していくことが必要であるため、個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備、ライフステージに応じた心身機能の維持・向上、生活習慣病の発症予防などに取り組む。

また、個人の健康は家庭、地域、職場等の社会的な環境の影響を受けることから、子どもの頃からの食育の推進や、地域におけるつながりを生かした健康を守り支える環境づくり

を整備する。

- ・生活習慣病の発症予防と重症化防止の推進
- ・食育など食を通じた健康づくりの推進
- ・家庭や地域、学校、職場における健康づくりへの取組の連携推進 等

ウ. 生涯スポーツの推進

東京2020大会の本県開催をはじめ、それに伴う各地域での様々なスポーツ交流等を契機に、県民のスポーツに対する関心を更に高め、誰もが生涯にわたりスポーツを通じて生きがいのある豊かな人生を歩み、健康で活力ある生活ができるよう、ライフスタイルに応じてスポーツに取り組む環境を整備するとともに、県民が気軽に参加できるスポーツイベントや各種大会等に関する情報を提供し、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、スポーツの楽しさなどを実感できるよう取り組む。

また、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器の機能低下によって起こるコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、運動による健康への影響や効果の積極的な発信を行う。

- ・スポーツ環境の整備
- ・ライフステージに応じたスポーツの推進
- ・健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進 等

エ. 高齢者への就労支援

高齢者の中には社会参加や就業に意欲のある方も多いことから、高齢者の雇用・就業の拡大に向け、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行うほか、県内各地でも市町村と共に出張セミナーなど各種の就労支援等を行う。

- ・高齢者の就労相談や再就職支援セミナーの開催
- ・企業と求職者の交流会の開催
- ・シルバー人材センターを通じた就業機会の確保・提供 等

オ. 障害のある人への就労支援

障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設からの就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援を進める。

また、障害のある人に対して、職業訓練をはじめとする就労支援を行うとともに、雇用する企業や事業所等に対する雇用支援に取り組む。

- ・障害のある人への職業能力の開発支援
- ・障害のある人の就労相談や合同面接会の開催
- ・障害のある人を雇用する企業等への支援 等

⑤外国人県民と日本人県民が共に安心して暮らせる社会づくり

言語・文化・習慣の異なる外国人県民が、地域社会の一員として、安心して暮らし働き、活躍することができるよう、多文化共生意識を醸成するとともに、生活環境や労働環境の整備を図る。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

- ・国際化推進に係るプランや条例等策定市町村数

現状値 11市町村（2019年度）➡ 増加を目指す（2024年度）

ア. 多文化共生意識の醸成

外国人県民と日本人県民がともに地域社会の一員として暮らしていく上で重要な、お互いの人権や文化・習慣等について理解し尊重する多文化共生意識を醸成するため、国際理解に資するセミナーや草の根レベルの国際交流を行う。

- ・国際理解セミナーなど相互理解のための啓発の実施
- ・外国人県民に関する人権の啓発・保護
- ・ホームステイの推進等の国際交流促進 等

イ. 地域社会への参加促進

地域の外国人県民と日本人県民とが実際に交流・協働する機会として、地域づくりのための活動に外国人県民の参加を促していくため、市町村や国際交流協会等に対し、先進的な交流事例を紹介するとともに、地域活動への参加機会の提供等に取り組む。

- ・市町村や国際交流協会との連携による地域活動等への参加促進
- ・各地域での交流・協働の場づくりの促進
- ・災害時ボランティアなど地域活動を担う外国人県民の育成 等

ウ. 生活環境の整備

行政窓口等におけるコミュニケーション支援や、外国人県民が日常生活を送る上で必要な各種制度や生活に関する情報を提供するため、多言語で相談できる体制の整備や、多言語による生活情報等の発信、支援人材の養成等を行う。

また、日本語コミュニケーション力の不足による学校への不適応等が生じないよう、適切な相談・支援や日本語指導を行うなど、子どもの教育環境の整備等に取り組む。

- ・多言語による情報提供と相談体制の充実
- ・学校における外国人児童生徒等の受入環境の充実 等

エ. 雇用・就労の促進

外国人留学生の採用を検討している企業等に対して、採用や定着に向けた支援を行うとともに、外国人県民を雇用する企業や団体に対し、適正な雇用環境の整備を促進する。

- ・外国人留学生の雇用・就職に向けた支援
- ・適正な雇用環境の整備促進 等

⑥地域連携の強化

人口減少・少子高齢社会においても、多様化し複雑化する県民ニーズに対し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、県と市町村間における連携強化や県による市町村への事務の補完に取り組むとともに、市町村間の連携の強化を図る。

また、日常生活においては、生活圏が県境を越えて隣接都県に及ぶことも多いことから、隣接都県との広域的な連携を推進する。

ア. 県と市町村及び市町村間の連携強化

人口減少社会の中にもあっても、必要な行政サービスを確保するため、市町村ごと、あるいは市町村間の連携では対応が難しい緊急性や専門性が高い業務や、県と市町村が連携して取り組むことが効率的・効果的な共通性や広域性が高い業務等について、市町村の実情に応じた県と市町村の連携、県による市町村の事務補完の在り方や仕組みの検討と具体化に取り組む。

また、各市町村において最も適した行政サービスの提供体制が構築できるよう、地域の実情に応じた各市町村の自主的な広域連携の取組を支援する。

- ・市町村の実情に応じた連携強化・事務補完の検討
- ・地域間交流や定住促進に向けた半島地域の広域連携の促進 等

イ. 隣接都県との連携強化

県民の日常生活においては、生活圏が千葉県のみならず、県境を越えて隣接都県に及ぶことも多いことから、広域的に取り組むことがより効率的・効果的な業務等の連携を強化する。

また、交通アクセスの向上により、アクアラインや圏央道で繋がる近隣都県との移動時間が短縮され、都県域を超えた周遊が容易になったことから、こうした優位性を発揮し、国内外からの観光客を更に効果的に誘客するため、近隣都県との連携による観光誘客を促進する。

- ・新生児の都県域を越えた緊急搬送や、妊婦健康診査等の受診促進
- ・防災支援ネットワークの体制強化
- ・帰宅困難者のための帰宅支援策の拡充
- ・近隣都県との連携による観光誘客の促進
- ・近隣都県との連携を強化する道路の整備推進 等